

労働省設置に関する件

厚生省

今後における労働行政の重要性に鑑み、

あらたに労働省を設置する方針の下に、

内閣法制局、厚生省その他関係各廳に

おいて、研究を進めることとした。

昭和二十一年五月十八日

裏面白紙